改正 2022年3月10日一部改正

2022年9月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、武蔵学園オープンアクセスポリシーに基づき、学校法人根津育英会武蔵学園 (以下「本学園」という。)における学術成果等を電子的な形式で蓄積、保存し、無償で公開する ことにより、教育及び学術研究の発展に寄与することを目的とする武蔵学園学術機関リポジトリ (以下「リポジトリ」という。)の運用に関し必要な事項を定める。

(管理運用)

- 第2条 リポジトリの管理運用については、学園長からの委任を受け、学長が行うものとする。
- 2 管理運用に関し必要な事項は、学長の命により、武蔵大学総合研究機構(以下「研究機構」という。)における研究機構長が研究機構運営会議(以下「運営会議」という。)で審議し、学長が決定するものとする。

(登録者)

- 第3条 リポジトリに学術成果等を登録できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 武蔵大学(以下「大学」という。) の専任教職員・大学院生
 - (2) 大学の専任教職員・大学院生であった者
 - (3) 大学が博士の学位を授与した者
 - (4) 武蔵高等学校中学校(以下「高等学校中学校」という。)の専任教職員
 - (5) 高等学校中学校の専任教職員であった者
 - (6) その他、運営会議又は高等学校中学校紀要編集委員会(以下「紀要編集委員会」という。) において認められた者

(登録の対象)

- 第4条 リポジトリに登録することができる学術成果等は、次に掲げる学術誌に掲載された学術情報 資料とする。
 - (1) 武蔵大学論集
 - (2) 武蔵大学人文学会雑誌
 - (3) 武蔵社会学論集『ソシオロジスト』
 - (4) 武蔵大学国際教養学会論集
 - (5) 武蔵大学総合研究機構紀要
 - (6) 武蔵高等学校中学校紀要
- 2 前項のほか、前条第3号の者は、大学が授与した博士の学位について、次に掲げる学術成果等を リポジトリに登録することができる。
 - (1) 当該学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
 - (2) 当該学位論文の全文

(登録の申請)

- 第5条 前条に規定する学術情報資料の著作者で当該学術情報資料をリポジトリに登録することを希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の「武蔵学園学術機関リポジトリ掲載申請書」(以下「申請書」という。)を研究機構に提出するものとする。申請は、当該学術資料について次条に基づき使用されたことをもって承認されたものとする。
- 2 申請者は、申請書を研究機構に提出した時点で、次の事項について承諾したものとみなす。
 - (1) 本法人が学術情報資料をリポジトリに無償かつ期限を定めずに掲載すること。なお、本法人が他の機関に参加又は委託してリポジトリの全部又は一部の公開を行うこととなる場合も含む。
 - (2) 技術的、社会的変化等により、リポジトリの名称や公開方法、利用媒体、ファイル形式等が変化する場合があっても、リポジトリの電子的利用の本質が変化しない限り、本規定を継続適用すること。
 - (3) 本法人が永久のリポジトリ掲載を約するものではないこと。
 - (4) 共著の場合は、それぞれが申請書を作成するものとし、すべての共著者から申請書が提出さ

れない場合、本法人は書誌情報のみ登録すること。

(5) 申請者は、登録を希望する学術情報資料について、引用した図版等他者の著作権その他一切 の権利の侵害に関する一切の責任を負うものとし、本法人はその責任を負わないこと。

(学術情報資料の使用)

- 第6条 研究機構は、前条に基づき申請された学術情報資料のうち登録を承認したものについて、書 誌情報を作成登録するほか、次の各号に掲げる方法により使用することができる。
 - (1) 学術情報資料を複製し、リポジトリシステム(リポジトリを運用するためのサーバ等の機器及び関連ソフトウェアをいう。)に格納すること。
 - (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開し、電子的手段により送信し、又は公衆送信可能な状態に置くこと。
 - (3) 保存及び使用の維持のための複製及び媒体変換を行うこと。

(登録の拒絶又は削除)

- 第7条 研究機構は、次の各号に掲げる事由がある場合には、当該学術情報資料及び書誌情報のリポジトリ登録を拒否することができ、既に登録されている場合については登録を削除することができる
 - (1) 登録申請者から削除の申請があった場合。
 - (2) 学術情報資料の内容が第三者の著作権又はその他権利を侵害する場合。
 - (3) 学術情報資料が公序良俗に反する内容を含み、あるいは社会的にみて著しく不適切な内容である場合。
 - (4) その他、学長が登録に適さないと認めた場合。

(著作権の帰属)

第8条 リポジトリに登録された学術情報資料の著作権は、登録後も著作者に帰属する。ただし、リポジトリへ登録するために形成された書誌情報の著作権は本法人に帰属する。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項については、必要に応じて著作者と研究機構が別途協議し学長が決 定するものとする。

(所管)

第10条 この規程に関する所管部署は、研究支援課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月27日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、武蔵大学学術機関リポジトリ運用規程(平成24年9月20日制定)は廃止 する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年9月22日から施行する。